

公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査実施細目

制定 平成 26 年 4 月 1 日 細目第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細目は、公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査事務取扱要領（昭和 61 年 7 月要領第 5 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、完成検査及び出来形部分検査の実施に関し、必要な事項を定める。

(検査の基準)

第 2 条 検査は検査関係資料に基づき工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

(検査の方法)

第 3 条 施工状況に係わる検査は、各種資料、提出書類、工事写真を、契約図書と対比し、その合否を判定するものとする。

- 2 出来形に係わる検査は、出来形寸法、位置、数量等の精度と管理の記録を契約図書と対比し、その合否を判定するものとする。
- 3 品質に係わる検査は、形状、強度、材料が仕様を満足しているかを契約図書と対比し、その合否を判定するものとする。
- 4 出来ばえに係わる検査は、外観、機能、仕上げなどの程度について目視、観察により行うものとする。
- 5 地下、水中その他仕上げ内部面等について外部から直接検査を実施することが困難な部分については、監督員の検査及び確認又は請負者の記録資料を照合することにより検査することができる。
- 6 検査において必要があると認められるときは、その必要程度を超えない範囲において、その一部を破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。